

# LNG燃料費の審査に係る主な論点 (1/2)

## ● 数量 (各燃料共通)

- 最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は徹底されているか。
- 発電単価の高い電源の稼働抑制のために、どのような取組が行われているか。
- 各電源の運転可能日数・計画停止日数・計画外停止日数や太陽光・風力等の変動電源の発電可能電力量について、供給計画や過去実績に基づき、適切な値を設定しているか。
  - 過去実績の平均を基に設定する際、適切な平均値算出方法 (加重平均の利用等)を用いているか。また、平均をとる際の参照期間は適切か。

## ● 単価

### – 全般

- 単価について、従前の査定では中長期契約 (価格体系合意済)・中長期契約 (価格体系未合意)・スポット契約の3類型ごとに価格を審査してきたが、今回もこの方法を踏襲することで良いか。
- ※次頁では当該方法を踏襲する場合の論点を記載。

# LNG燃料費の審査に係る主な論点 (2/2)

## ● 単価 (続き)

### – 中長期契約 (価格体系合意済)

- 中長期契約分の内、原価算定期間で価格体系合意済分については、契約に基づき適切な数量を計上しているか。
- 当該分の単価について、合意済の価格フォーミュラに基づき、適切に算出しているか。

### – 中長期契約 (価格体系未合意)

- 中長期契約分の内、原価算定期間で契約更改を行うもの、又は新規に契約するものについて、適切な数量を計上しているか。
- 当該分の単価について、効率化努力をどのように織り込んでいるか。他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないか。

### – スポット契約

- スポット契約での調達予定分について、適切な数量を計上しているか。
- 当該分の単価について、①全日本通関価格のうちスポット相当分の推計値、②JKM価格と事業者によって考え方が異なるが、どのような考え方が合理的か。

# 石油燃料費の審査に係る主な論点

## ● 数量（各燃料共通）

- 最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は徹底されているか。
- 発電単価の高い電源の稼働抑制のために、どのような取組が行われているか。
- 各電源の運転可能日数・計画停止日数・計画外停止日数や太陽光・風力等の変動電源の発電可能電力量について、供給計画や過去実績に基づき、適切な値を設定しているか。
  - 過去実績の平均を基に設定する際、適切な平均値算出方法（加重平均の利用等）を用いているか。また、平均をとる際の参照期間は適切か。

## ● 単価

- どのように効率化努力を織り込んでいるか。更なる効率化努力を織り込む余地はないか。

## 為替を含む燃料価格の採録期間①

- 各事業者の申請における燃料価格の採録期間は、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力は2022年7月～9月、東京電力EPは2022年8月～10月、北海道電力は2022年9月～11月となっている。

※東京電力EPは自社で調達する燃料費は織り込まれていないものの、他社購入電力料等の算定に当たって、上記期間における燃料価格を参照している。

- これは、燃料費調整制度における基準燃料価格の採録期間が、料金算定規則で、申請の日の直前3か月の貿易統計価格を用いることと規定されていることから、燃料費調整制度と整合的な考え方となっている。

※ただし、東京電力EP・北陸電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格の採録期間を申請の日の直近3か月としていないところ、後述する採録期間の変更を行わない場合には、合理的な理由があるか、別途確認する必要がある。

- そもそも、燃料費については、燃料費調整制度に基づき、為替も反映した円建て価格で月々の電気料金に自動的に反映されることとなるため、原価に織り込まれる燃料価格の採録期間をどのように設定するかは基本的には料金に影響を与えない。

※円建ての燃料価格が高騰している時期の価格を基準として原価に織り込んだ場合にも、その後、円建ての燃料価格が下落すれば、マイナスの燃料費調整が自動的に行われ、実際に請求される電気料金はその分低下することとなる。

※ただし、基準燃料価格が変われば、燃料費調整の上限価格（基準価格の150%）が変わることとなる。

## 為替を含む燃料価格の採録期間②

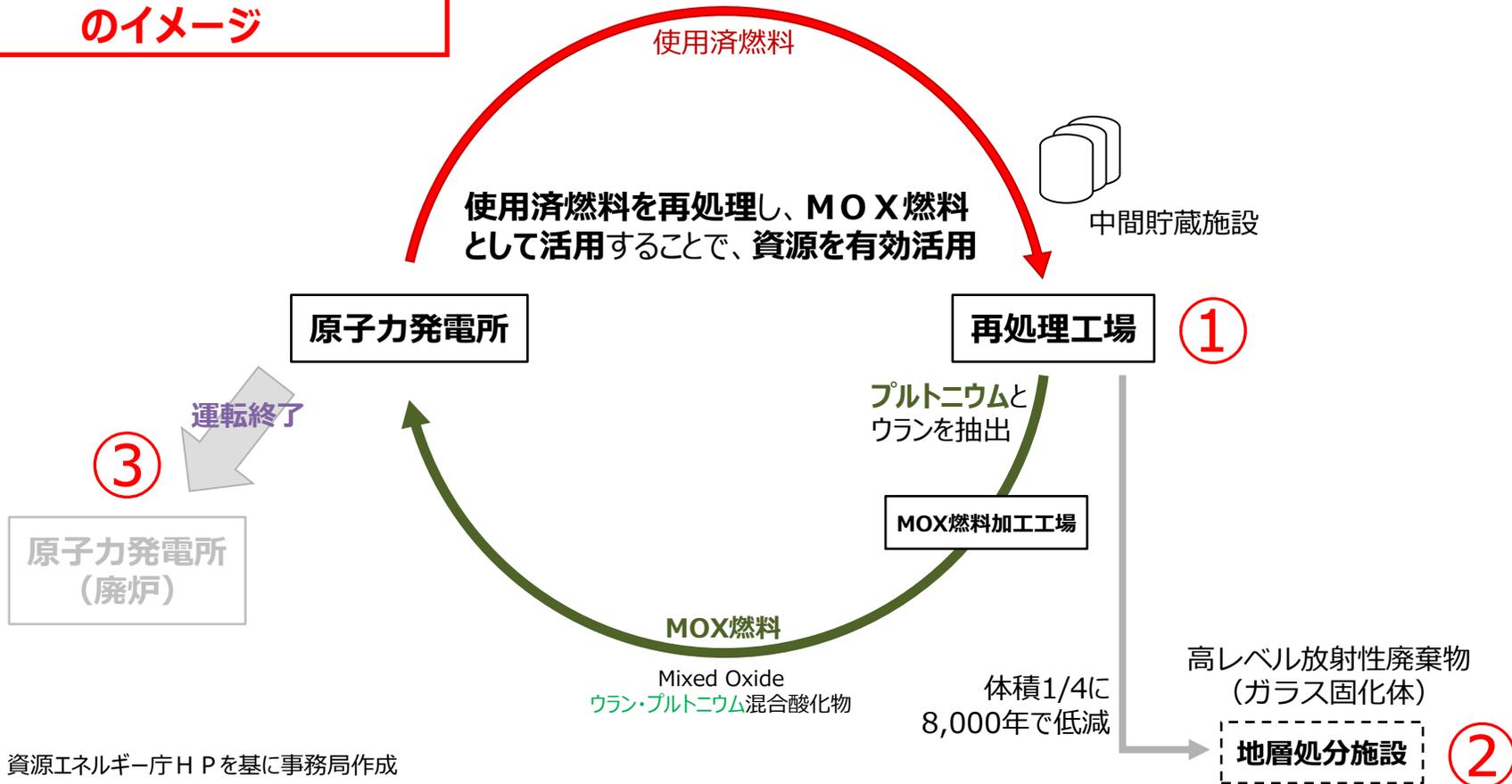
- 一方、先述のとおり、公聴会や「国民の声」をはじめ、最新の為替や燃料価格を用いるべきとの御指摘を多方面からいただいていることから、必ずしも需要家の理解・納得が十分に得られていない可能性がある。
- こうした点も踏まえ、燃料価格の採録期間をどのように考えるべきか。各社の申請上の採録期間が適切か。あるいは直近3か月（例えば、2022年11月～2023年1月）に更新することが適切か。
- なお、国際的な燃料価格は足下で下落傾向にあるものの、日本着ベースの価格に反映されるまでには一定のタイムラグがあることから、直近の日本着ベースの燃料価格が申請時点の価格よりも必ずしも下がっているとは限らない点に留意する必要がある。
- また、仮に、料金算定に用いる燃料価格を変更することとなれば、メリットオーダーや供給力想定に影響を与え、ひいては料金全体を算定し直す必要が生じる可能性がある点にも留意する必要がある。

# 原子力バックエンド費用の概要①

- ① 使用済燃料再処理等拠出金発電費・・・使用済燃料の再処理に係る費用
- ② 特定放射性廃棄物処分費・・・高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る費用
- ③ 原子力発電施設解体費・・・運転終了後の原子力発電所の解体に係る費用

## 原子力バックエンド費用 のイメージ

### 核燃料サイクルの仕組み



※出典：資源エネルギー庁HPを基に事務局作成

# 原子力バックエンド費用の概要②

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### 第一節 原価等の算定 (営業費の算定)

#### 第三条

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～二 (略)

三 **使用済燃料再処理等拠出金発電費**、**廃棄物処理費**、**特定放射性廃棄物処分費**、**消耗品費**、**補償費**、**賃借料**、**委託費**、**損害保険料**、**原子力損害賠償資金補助法一般負担金**、**原賠・廃炉等支援機構一般負担金**、**普及開発関係費**、**養成費**、**研究費**、**諸費**、**貸倒損**、**固定資産除却費**、**原子力発電施設解体費**、**共有設備費等分担額**、**共有設備費等分担額（貸方）**、**原子力廃止関連仮勘定償却費**、**開発費**、**開発費償却**、**電力費振替勘定（貸方）**、**株式交付費及び社債発行費** **実績値及び供給計画等を基に算定した額**

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

### 第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約及び**法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。**
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

## 審査に係る主な論点

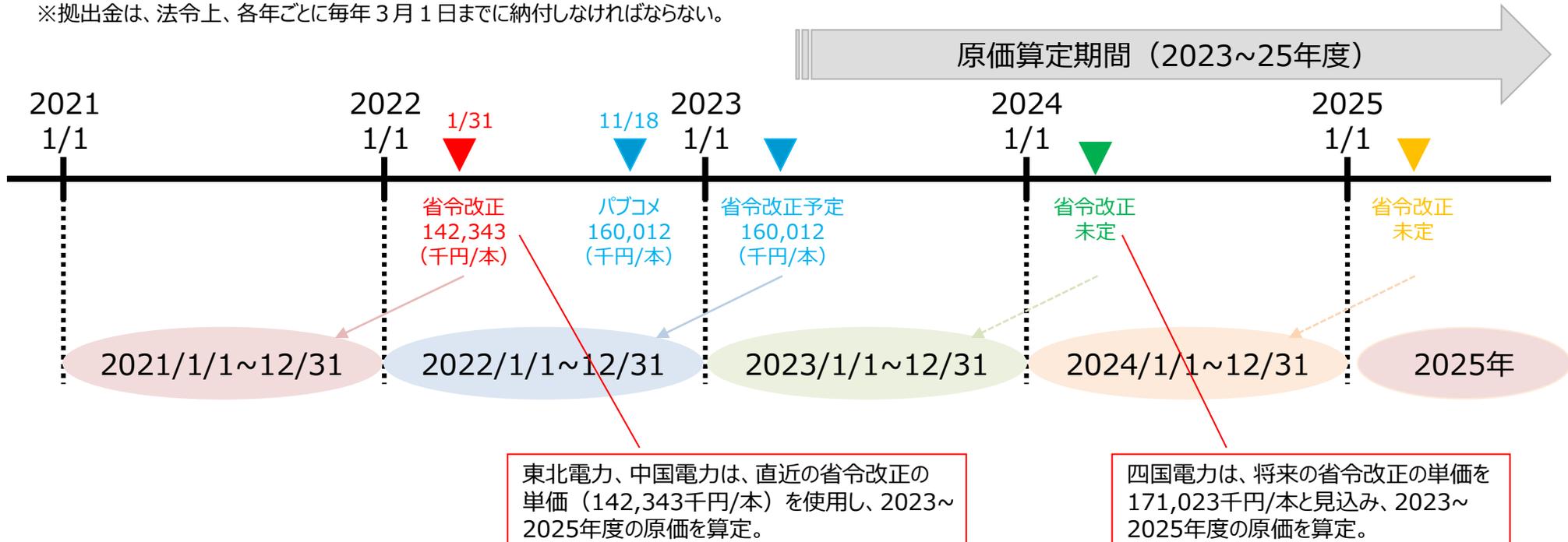
- 使用済燃料再処理等拠出金発電費については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- なお、東北電力から、誤って使用済燃料発生量を過大に算定していた旨報告があったことから、修正を反映した料金原価に補正させることとする。

# 審査に係る主な論点

- 特定放射性廃棄物処分費については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- 前回の料金値上げ（2014年）では、申請時点における拠出金単価により算定し、審査期間中に拠出金単価が改定された場合には、当該拠出金単価を反映した料金原価としているが、今回も同じ考えで良いか。
- 四国電力は、将来の単価を見込んで料金原価を算定しているが、これをどう考えるか。

## <参考> 拠出金単価の確定時期と適用期間の関係

※拠出金は、法令上、各年ごとに毎年3月1日までに納付しなければならない。

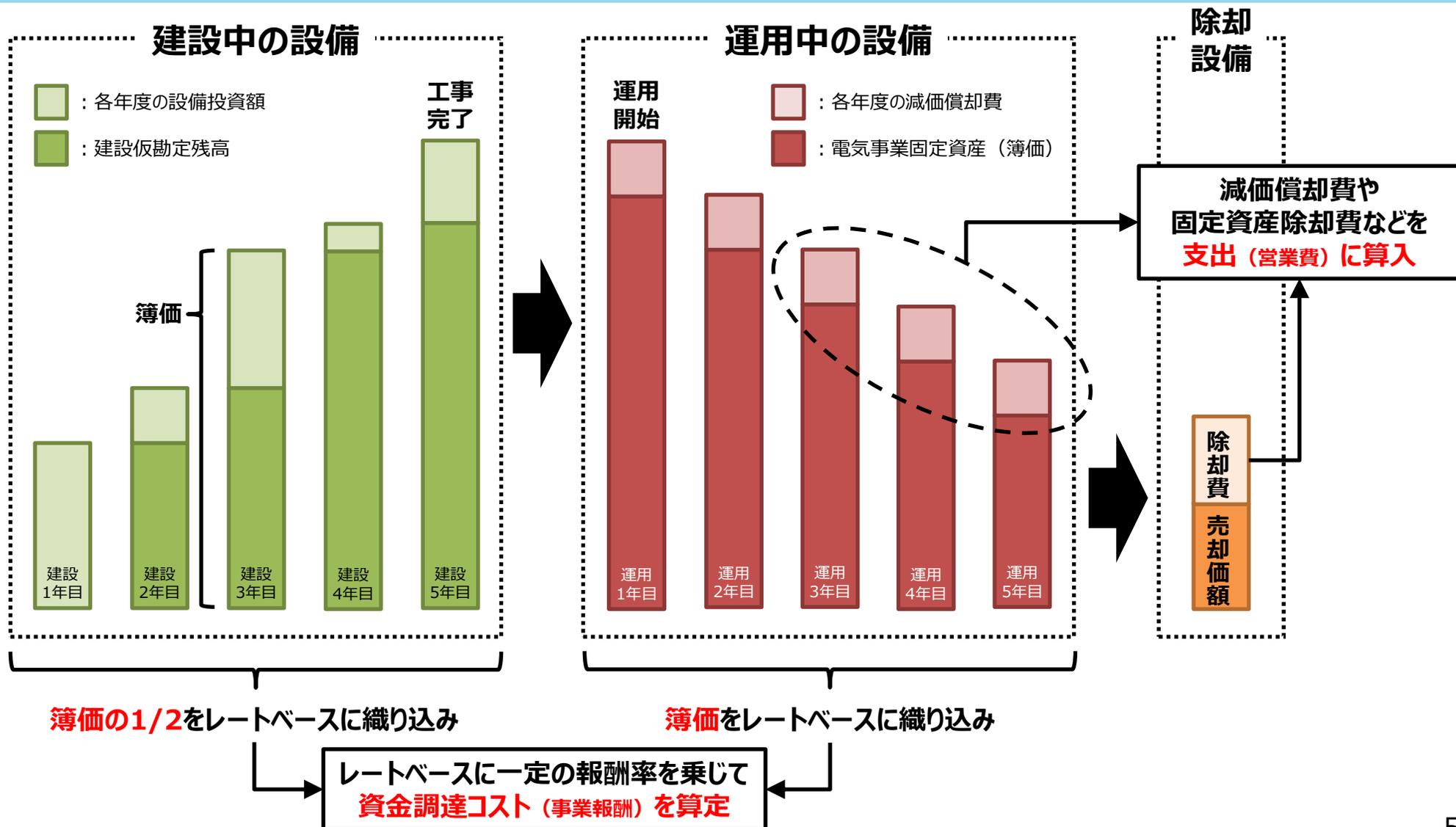


## 審査に係る主な論点

- 原子力発電施設解体費については、解体引当金省令等に基づいて算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- また、四国電力の説明によれば、四国電力は、物価上昇等による将来的な引き当て不足を回避するために、以下のとおり、エスカレーションを反映した料金原価を計上している。
  - ✓ 伊方1号機、2号機については、エスカレーションによる総見積額の上振れ分を算定し、解体引当金省令の枠外で、引当金に計上している。
  - ✓ 伊方3号機については、エスカレーションを踏まえた2022年度以降の解体費用の総見積額を算定し、当該数値を反映した料金原価を計上している。
- 前回の料金値上げ（2013年）では、申請時点で、解体費用の総見積額を基に引当金を算定し、審査期間中に新たな数値が確定した場合、当該数値を反映した料金原価としていたが、今回の四国電力のエスカレーションを反映した算定方法についてどう考えるか。

# 設備投資と料金原価の関係 (イメージ)

- 「**料金原価 = ①支出 (営業費) + ②資金調達コスト (事業報酬) - ③収入 (控除収益)**」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



# 料金算定規則及び料金審査要領における規定

- 料金審査要領に基づき、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費は、原価算入を認めない。また、固定資産除却費についても、金額・時期等の適正性を確認する。
- 著しく低稼働な設備に係る減価償却費等も、正当な理由がある場合（例：定期検査）を除き、原価算入を認めない。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第2節 営業費

1. ～3. (略)

4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。

減価償却費については、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。

固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。この他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正な場合には、原価への算入を認める。

5. (略)

6. 他の事業者の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価への算入を認めない。

## 設備投資に係る主な論点

- 設備投資について、需要想定・供給力と統合的な計画になっているか。特に、原価算定期間（2023～25年度）に織り込んだ設備投資の対象は、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備であり、かつ、経済的な合理性があるものか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 非化石電源投資関連費用について、非化石証書の販売収入との二重計上が行われていないか。仮に、二重計上になっている場合、その理由に妥当性はあるか（※詳細は次ページ参照）。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。また、著しく低稼働な設備に係る減価償却費が料金原価に織り込まれている場合、その理由は妥当か。
- 固定資産の除却について、実施時期は適正か（例えば、改良工事等に伴って除却が発生する場合、当該改良工事等の時期は適正か）。また、除却費用について、除却に要する工事費等は適正か。さらに、固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の売却価額の見積額等が適正か。

## 非化石証書の販売収入の取扱い

- 非化石証書の販売収入を設備投資額から控除しているかどうか各事業者を確認したところ、設備投資額から控除していなかった（※なお、沖縄電力は、原価算定期間に非化石証書の販売を予定していない。）。
- 上記の理由として、事業者からは、「再エネ電源への出資・投資等を含め、収益の用途が見通せない」といった回答があったところ。
- これを踏まえ、非化石証書の販売収入について、二重回収となるおそれがあるが、これをどのように考えるべきか。

# 事業報酬の位置づけ①

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、**資金を円滑に調達する必要がある**。電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの**資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ**、資金調達に支障が生じるため**事業を継続することができなくなる**。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）、②株式の発行等による調達（自己資本）のいずれかの手段により資金調達を行うところ、**銀行・社債等の債権者が期待する負債利子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合**、当該企業は**継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能**となる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、**「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金から回収**することを認めている。
- その上で、**事業報酬は、レートベース（事業資産の価値）に、事業報酬率（債権者や株主が期待するリターン）を乗じることで算定**される。

## 【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

### （みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 **料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。**

二～四 （略）

3～8 （略）

# 事業報酬の位置づけ②

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （事業報酬の算定）

**第四条** 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 **電気事業報酬の額**は、（中略）**第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等（中略）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額**とする。

一 **特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額**に、第五項の規定により算定される**報酬率を乗じて得た額**

二 **レートベースであって一般送配電事業等に係るものの額の合計額**に第六項の規定により算定される**一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額**

3 （略）

4 次の各号に掲げる**レートベースの額**は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 **特定固定資産** 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 **建設中の資産** 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三 **使用済燃料再処理関連加工仮勘定** 使用済燃料再処理関連加工仮勘定の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 **核燃料資産** 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 **特定投資** 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

六 **運転資本** 営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七 **繰延償却資産** 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

5 **報酬率**は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

一 **自己資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

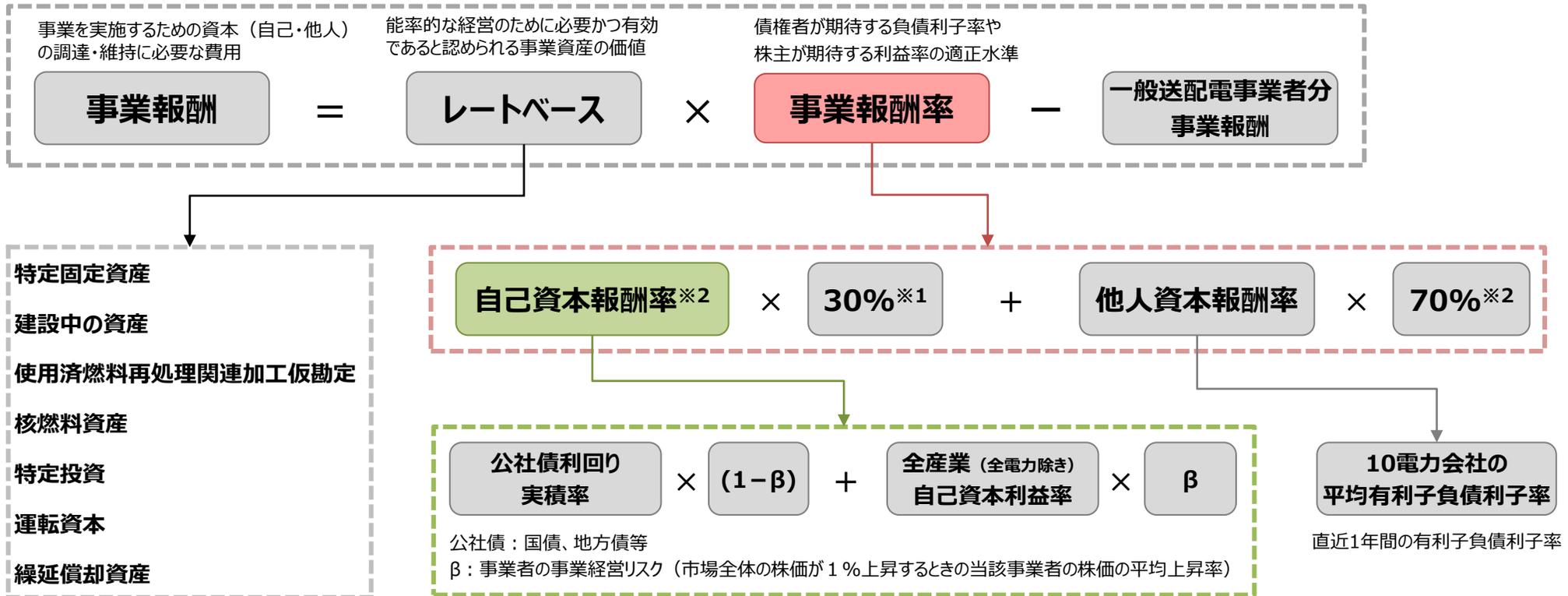
二 **他人資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

一・二 （略）

# 事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

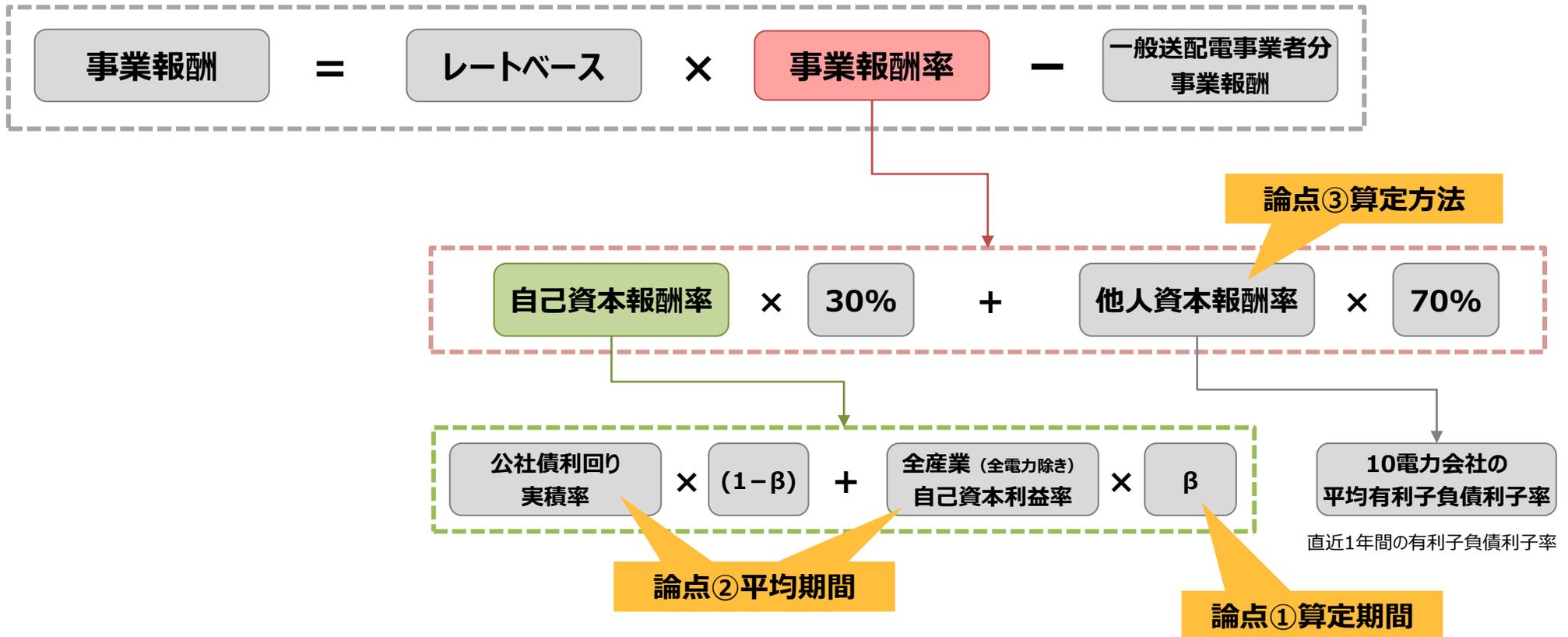
※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

## レートベースに係る主な論点

- レートベースは、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値であり、**「特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本、繰延償却資産」の合計額**で表される。
- その上で、レートベースの各構成要素のうち、特に、**特定固定資産・建設中の資産**については、**電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか**、事務局において、**特別監査を通じて確認**していく。その際、例えば、以下の点は監査のポイントになり得るところ、その他に考慮すべき点はあるか。
  - ✓ 特定固定資産・建設中の資産に関し、**需要想定・供給力と整合的なもののみがレートベースに織り込まれているか**。
  - ✓ 安全対策工事中の原子力発電所など、**長期停止発電設備**をレートベースに織り込んでいる場合、当該発電設備の**将来の稼働の確実性**等を、事業者がどのように見積もっているか。また、当該発電設備を維持し続ける場合の**経済的な合理性**はあるか。
  - ✓ **著しく低稼働な設備**について、**低稼働となっている理由**は何か。
- なお、上記の特別監査を通じ、レートベースに織り込むことが不適切と判断された資産については、減価償却費等の費用についても、料金原価への算入を認めない。

# 事業報酬率に係る主な論点

- 事業報酬は、下記の計算式に基づいて算定される。
- その上で、事業報酬率について、①β値の算定期間、②公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間、③他人資本報酬率の算定方法が主な論点となる。



公社債：国債、地方債等

β：事業者の事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）

- 事業報酬率は、料金算定規則において、**自己資本報酬率**と**他人資本報酬率**を加重平均して算定することとされており、料金審査要領において、それぞれの報酬率の算定方法が示されている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

### 第四条

5 **報酬率**は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

- 一 **自己資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。)を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率
- 二 **他人資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章「原価等の算定」に関する審査

#### 第3節 事業報酬

算定規則第4条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

#### 1. レートベース

#### 2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

##### (1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、**その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値**を用いるものとする。

**自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。**

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

**自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績率 + β × 全産業自己資本利益率**

**β値：みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率**

**β値 = みなし小売電気事業者たる法人の収益率と株式市場の収益率との共分散 / 株式市場の収益率の分散**

##### (2) 他人資本報酬率

当面は**直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率**を用いるものとする。

# 各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果

- 各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果は、以下のとおり。
- 各事業者により、β値の算定期間や、公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間が異なっている。

	北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
(A)自己資本報酬率							
(ア)公社債利回り平均値 平均期間※	0.19% 7年 (14-20年度)	0.19% 7年 (14-20年度)	0.19% 7年 (14-20年度)	0.17% 7年 (14-20年度)	0.08% 5年 (16-20年度)	0.18% 7年 (14-20年度)	0.18% 7年 (14-20年度)
(イ)全産業自己資本利 益率 平均期間※	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.52% 5年 (16-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)
β値 算定期間	82% 11年 (11.3.11- 22.12.30)	81% 7年 (14-20年度)	81% 7年 (14-20年)	81% 10年 (12.10-22.10)	76% 5年 (16-20年度)	78% 2年 (19.2-21.2)	79% 7年 (14-20年度)
(ア)×(1-β)+(イ)×β	7.81%	7.72%	7.72%	7.72%	7.26%	7.44%	7.53%
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <span>× 30%</span> <span>+</span> </div>							
(B)他人資本報酬率	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.65%
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <span>× 70%</span> <span>↓</span> </div>							
事業報酬率	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%

※実際には各年度で「(ア)×(1-β)+(イ)×β」を算定した結果を平均し、自己資本報酬率を算定する。

(注) 各事業者とも、端数処理の関係で同じ算定期間でも若干の差異が生じている。

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定

- 修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、損傷部分の補修や点検等に要する費用であり、実績値等を基に算定することとなっている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### 第二章 認可料金の算定

#### 第一節 原価等の算定

##### （営業費の算定）

#### 第三条

- 1 (略)
- 2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

#### 四 修繕費 普通修繕費及び取替修繕費の合計額であって、実績値及び供給計画等を基に算定した額

※普通修繕費：「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雑給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費（雑損を除く）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。（例：保安規程に基づく定期点検、発電機のオーバーホールなど）

※【参考】取替修繕費：取替資産の取替に要する費用を設備ごとに整理する。（例：高圧電線張替、計器工事（スマートメーター含む）、開閉器取替（太陽光対策含むなど））

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2節 営業費

3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、申請事業者ごとに、過去実績を基にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する申請事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害復旧修繕費については、直近10年間から年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値と比較しつつ査定を行う。その際、1件1億円未満の災害復旧修繕費については、原価への算入を認めない。

## 修繕費に係る主な論点

- 需要想定・供給力と整合的な修繕計画になっているか。それぞれの修繕は、電気事業の運営にとって真に不可欠であり、かつ、経済的な合理性があるものか。また、修繕の実施時期は適正か。
- メルクマールの算定期間を直近5年間（2017～21年度）としていない事業者がいるところ、その算定期間の設定は妥当か。
- 料金審査要領に則って、料金原価に算入された修繕費がメルクマールの範囲内であるか。仮に、メルクマールの水準を超過している場合、その理由は適正か。
- 災害復旧修繕費について、料金審査要領に則り、直近10年間から、年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値となっているか。

# 料金算定規則における規定

- その他経費は、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （営業費の算定）

#### 第三条（略）

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二（略）

三 使用済燃料再処理等抛出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

四～八（略）

九 建設分担関連費振替額（貸方）及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） 実績値及び供給計画等を基に算定した額

十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額

十一（略）

# その他経費に係る主な論点

## 【共通】

- 廃棄物処理費及び貸倒損は、実績値等を基に算定することとなっているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。

## 【廃棄物処理費】

- 中国電力は、2021年度の灰発生率をベースとし、2022年度上期の実績及び2023年度の灰発生率の増加見込みを加算して、灰処理費を算定しているが、これをどのように考えるか。

## 【貸倒損】

- 一時的な特例措置により未回収の電気料金等の売上債権が増加し、貸倒引当金の増額等が必要となる場合が考えられるが、このような一時的な特例措置に伴う費用を料金原価に算入することについて、どのように考えるか。

# その他経費の審査に係る主な論点

## 【共通】

- その他経費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- また、料金審査要領において、原価への算入を認めないこととされている費用については、今回の申請に織り込まれていないか。

## 【個別論点】

- 例えば、以下の観点から、今後、事務局において詳細な確認を行っていく。
  - 脱炭素化に関する費用について、料金審査要領に記載は無いところ、委託費・普及開発関係費・研究費等に多くの案件が含まれているが、電気事業の運営に必要不可欠なもののみ原価に織り込まれているか。
  - 研究費等において、販売促進を目的とした費用が原価に算入されていないか。
  - 東北・四国では、前回の料金値上げ（2013年）の原価を大きく上回る普及開発関係費が織り込まれているところ、電気事業の運営に当たって厳に必要なものであるか。
  - 賃借料について、事務所用ビルの賃料等は、周辺物件の賃料水準と比較して、適切な水準となっているか。
  - 団体費について、料金審査要領において「合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める」こととなっているが、今回の値上げ申請に織り込んだ団体について、その織り込み理由は合理的か。また、当該費用の額・内容が公表されていない場合、これをどのように考えるか。

# 普及開発関係費に関する料金審査要領における規定

- 普及開発関係費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

### 第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、**普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）**、**寄付金及び団体費は原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、**規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない**。

### 第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
  - (1) 略
  - (2) **普及開発関係費**については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった**公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することを認める**。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、**販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない**。**オール電化関連の費用**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、**原価への算入を認めない**。P R館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、**原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める**。

# 普及開発関係費の概要①

- 普及開発関係費は、電気の利用状況等のお客様周知に係る費用、発電所の理解促進のための費用（発電所見学会開催費、パンフレット制作費、PR館の運営費等）等が計上されている。
- 東北電力・四国電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		東北電力				北陸電力				中国電力			
		申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電気料金周知・需要抑制関連	電気料金メニュー等周知	423	417	1	42,300%	19	32	4	475.0%	-	-	21	-
	節電要請	659	-	-	-	39	-	-	-	1	-	-	-
電気の安全周知関連		0	0	27	-	26	18	20	130.0%	-	-	4	-
発電所立地・エネルギー理解促進関連	情報提供（広告等）	565	167	229	246.7%	154	46	228	92.1%	65	62	282	23.0%
	発電所施設見学会	115	17	58	198.3%	56	0			18	1	55	32.7%
	地域共生活動	286	232	18	1,589%	16	67	110	14.5%	1	-	-	-
	PR館の運営	343	363	345	99.4%	106	78	54	196.3%	-	-	25	-
その他公益的 情報提供 関連	次世代教育支援	39	32	41	95.1%	5	124	105	4.8%	10	5	24	41.7%
	HP等による情報提供	92	50	40	230.0%	92	29	69	133.3%	15	10	8	187.5%
	その他	53	8	-	-	49	39	52	94.2%	2	2	26	7.7%
イメージ広告		-	767	-	-	-	332	242	-	-	832	889	-
オール電化等販売促進関連		-	4,886	-	-	-	2,536	5,534	-	-	2,128	4,953	-
PR館（販売）		-	-	-	-	-	-	67	-	-	17	-	-
合計		2,575	6,938	761	338.4%	562	3,300	6,485	8.7%	111	3,058	6,287	1.8%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。「直近実績」：2021年度実績値。

# 普及開発関係費の概要②

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		四国電力				沖縄電力			
		申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電気料金周知・需要抑制関連	電気料金メニュー等周知	256	152	1	25,600%	-	63	-	-
	節電要請	49	108	4	1,225%	-	-	-	-
電気の安全周知関連		-	-	11	-	2	2	16	12.5%
発電所立地・エネルギー理解促進関連	情報提供（広告等）	45	68	56	80.4%	1	1	12	8.3%
	発電所施設見学会	73	6	137	53.3%	2	2	8	25.0%
	地域共生活動	22	15	30	73.3%	0	12	89	-
	PR館の運営	109	102	82	132.9%	23	35	4	575.0%
その他公益的情報提供関連	次世代教育支援	15	7	28	53.6%	18	15	35	51.4%
	HP等による情報提供	49	19	17	288.2%	5	5	13	38.5%
	その他	1	3	14	7.1%	-	2	-	-
イメージ広告		-	1,405	-	-	-	111	119	-
オール電化等販売促進関連		-	106	-	-	-	142	532	-
PR館（販売）		-	153	-	-	-	73	67	-
合計		619	2,143	381	162.5%	52	465	897	5.8%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。「直近実績」：2021年度実績値。

# 普及開発関係費の概要③

- 各事業者によれば、今回申請における主な増減理由は、以下のとおり。

	比較対象	主な増減理由
東北電力	直近実績	<p>電気料金周知：料金改定を踏まえた料金メニュー周知のための費用の増加（+5百万円）</p> <p>節電要請：お客さま負担の抑制を企図した節電に関する広報に係る費用などの増加（+659百万円）</p> <p>理解促進情報提供：カーボンニュートラルや原子力の重要性も含めたエネルギー全般に係る理解活動に要する費用の増加（+398百万円）</p> <p>地域共生活動：原子力をはじめとする電気事業の運営に必要な不可欠な事業理解獲得・信頼関係構築等に資するコミュニケーション活動等（+54百万円）</p> <p>その他：広報媒体の多様化や、サステナビリティに係る取り組みなどステークホルダーへの情報開示の深化に伴う費用増加（+43百万円）</p> <p>イメージ広告：販売促進に係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用等を今回申請に織り込まないことによる減少（▲5,653百万円）</p>
	現行原価	<p>電気料金周知：<b>料金改定を踏まえた、料金メニュー周知のための費用の増加</b>（+422百万円）</p> <p>節電要請：<b>お客さま負担の抑制を企図した節電に関する広報に係る費用などの増加</b>（+659百万円）</p> <p>理解促進情報提供：<b>カーボンニュートラルや原子力の重要性も含めたエネルギー全般に係る理解活動に要する費用の増加</b>（+335百万円）</p> <p>発電所見学会：<b>女川原子力発電所2号機の再稼働も見据えた発電所の理解促進に要する費用の増加</b>（+56百万円）</p> <p>地域共生活動：<b>原子力をはじめとする電気事業の運営に必要な不可欠な事業理解獲得・信頼関係構築等に資するコミュニケーション活動等</b>（268百万円）</p> <p>その他：広報媒体の多様化や、サステナビリティに係る取り組みなどステークホルダーへの情報開示の深化に伴う費用増加（+53百万円）</p>
北陸電力	直近実績	<p>理解促進情報提供：志賀原子力発電所の安全対策に係る理解促進を目的として、審査状況や安全への取り組みに関する情報発信に必要な費用の増加（+107百万円）</p> <p>次世代教育：次世代教育施設（エネルギー科学館）の廃止に伴う費用の減少（▲117百万円）</p> <p>公益情報提供：カーボンニュートラル達成に向けた電源の脱炭素化・地域の脱炭素化の支援に関する情報発信に必要な費用の増加（+58百万円）</p> <p>イメージ広告：原価不算入のため減少（▲332百万円）</p> <p>オール電化等販売促進関連：原価不算入のため減少（▲2,536百万円）</p>
	現行原価	<p>PR館運営：人件費を雑給に整理する従業員の増加（+35百万円）</p> <p>次世代教育：次世代教育施設（エネルギー科学館）の廃止に伴う費用の減少（▲94百万円）</p> <p>公益情報提供：カーボンニュートラル達成に向けた電源の脱炭素化・地域の脱炭素化の支援に関する情報発信に必要な費用の増加（+69百万円）</p> <p>イメージ広告：原価不算入のため減少（▲242百万円）</p> <p>オール電化等販売促進関連：原価不算入のため減少（▲5,534百万円）</p> <p>PR館（販売）：原価不算入のため減少（▲67百万円）</p>

# 普及開発関係費の概要④

- 各事業者によれば、今回申請における主な増減理由は、以下のとおり。

	比較対象	主な増減理由
中国電力	直近実績	イメージ広告：▲832百万円（原価不算入） オール電化等販売促進関連：▲2,128百万円（原価不算入）
	現行原価	節電要請：節電プログラムに係るHP関連費用（+1百万円） 理解促進情報提供：発電所立地・エネルギー理解促進関連（▲279百万円） 公益情報提供：その他公益的情報提供関連（▲31百万円） イメージ広告：▲889百万円（原価不算入） オール電化等販売促進関連：▲4,953百万円（原価不算入）
四国電力	直近実績	電気料金周知：WEBサービス（よんでんコンシェルジュ※）における電気使用量・料金の実績照会機能の更新に伴う増（+104百万円） ※お客さまがWEB上で電気ご利用状況（検針票や明細書）を確認できるようになるほか、契約プランの変更等も可能なWEBサービス 発電所見学会：コロナ禍で休止していた発電所施設見学会の再開に伴う増（+67百万円） イメージ広告：料金審査要領に基づく、イメージ広告関連費用の原価不算入による減（▲1,405百万円） オール電化等販売促進関連：料金審査要領に基づく、オール電化等販売促進関連費用の原価不算入による減（▲106百万円） PR館（販売）：料金審査要領に基づく、販売促進に資するPR施設関連費用の原価不算入による減（▲153百万円）
	現行原価	電気料金周知： <b>WEBサービス（よんでんコンシェルジュ※）の提供開始による増</b> （+255百万円） ※お客さまがWEB上で電気ご利用状況（検針票や明細書）を確認できるようになるほか、契約プランの変更等も可能なWEBサービス 節電要請：需要ピーク期における節電協力依頼・周知費用の増（+45百万円） HP情報提供： <b>HPのリニューアルに伴うページ改修およびデータ移行作業等の発生による増</b> （+32百万円） 発電所見学会：発電所施設見学会の実施方法の見直しによる減（▲64百万円）
沖縄電力	直近実績	イメージ広告やオール電化関連費用等：不算入による減（▲413百万円）
	現行原価	PR館運営：電気科学館の運営に係る費用を委託費に計上していたことによる増（+19百万円） イメージ広告やオール電化関連費用等：不算入による減（▲864百万円）

# 料金算定規則における規定

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （営業費の算定）

**第三条** 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

# 公租公課に係る主な論点

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。

(注) 料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。

法人税等

=

配当所要利益

×

実効税率 (%)

論点②：株式分割による発行済株式の数の増加は考慮すべきか

発行済株式の数

×

一株当たりの配当金額 (円)

論点①：一株当たりの配当金額として50円は妥当か

( 1 - 実効税率 (%) )

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定（※他社販売電源料を除く）

- 控除収益については、以下に掲げる料金算定規則及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （控除収益の算定）

**第五条** 事業者は、控除収益として、（中略）託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

# 控除収益に係る主な論点

- 契約又は法令等に基づき、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益等は適切に算定されているか。
- なお、東北電力から、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益について、現行の託送料金に基づいて申請しており、新たな託送料金が認可される場合には、他社と同様の算定を行う旨の報告を受けており、事業者の報告のとおり、料金原価に補正を求めることとする。

## 【参考】過去の査定方針（H26・中部電力）

### (23) 電気事業雑収益

延滞利息に係る算定において、過去の入金データに制約があることから、過去1ヶ月分のデータのみで早収料金に対する延滞利息率を算定しているが、その後のデータが入手できたことから、当該データも踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

償却電気料取立益及び工事補償金受入差益に係る算定において、特殊要因を除き、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

変圧器リサイクルセンター有価物売却に係る算定において、有価物の単位当たり売却単価や変圧器1台当たりから発生する有価物の重量を、最新の諸元で見直した値で再算定して不足部分について料金原価から減額する。

LNG冷熱費に係る算定において、中部電力の電気料金単価を算定の諸元に用いているが、料金改定後の電気料金単価で再算定して不足部分について料金原価から減額する。

接続検討料に係る算定において、至近実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

鉄塔貸付料に係る算定において、最新の諸元で見直した貸付料で再算定して不足部分について料金原価から減額する。

罹災保険金受入差益に係る算定において、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

### (24) 預金利息

過去実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定①

- 費用の配賦については、以下に掲げる料金算定規則及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （原価等の整理）

**第六条** 事業者（中略）は、第三条第一項に規定する**営業費項目**、第四条第一項に規定する**電気事業報酬**及び前条第一項に規定する**控除収益項目**（中略）のうち、（中略）基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、**発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理**しなければならない。

- 一 水力発電費
- 二 火力発電費（以下略）
- 三 原子力発電費
- 四 新エネルギー等発電費
- 五 販売費
- 六 一般管理費等（以下略）

2 事業者は、前項の規定により**同項第六号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を**、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、**同項第一号から第五号までに掲げる部門にそれぞれ配分**することにより整理しなければならない。

3 事業者は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第五号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第五号までに掲げる部門に整理された、同項第六号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

4 事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、（中略）給電設備に係る第一次整理原価（以下「**給電費**」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「**需要家費**」という。）並びにその他販売費（以下「**一般販売費**」という。）に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

5 （略）

6 事業者は、期間原価等項目のうち、**購入販売電源項目（他社購入電源費（中略）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（中略）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及びに整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費及び総原子力発電費に整理**しなければならない。

**第七条** （略）

**第八条** 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。（中略））を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、**販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理（中略）**しなければならない。（以下略）

一～三 （略）

2・3 （略）

（注）沖縄電力は、送配電部門との一体会社であることなどの理由により、根拠条文が異なるが、上記抜粋では省略。

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定②

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （需要等の算定）

**第九条** 事業者は、送配電非関連需要（中略）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。））を合成した需要をいう。（中略））及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

- 一 最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）
- 二 四月一日から九月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「夏期尖頭時責任電力」という。）
- 三 十月一日から翌年三月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「冬期尖頭時責任電力」という。）
- 四 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。））をいう。（中略））を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）
- 五 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

### 2・3（略）

**4** 事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

- 一 非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合
- 二 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
- 三 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
- 四 非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

**5** 事業者は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、非特定需要及び特定需要ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇、五を、同項第三号の割合に〇、五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

**6** 事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、非特定需要及び特定需要の口数を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

### （需要種別への配分等）

**第十条** 事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

**2** 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 第八条第一項又は第三項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費
二 第八条第一項又は第三項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費
三 第七条の規定により整理された需要家費の合計額	前条第六項の規定により算定された割合	固有需要家費

（注）沖縄電力は、送配電部門との一体会社であることなどの理由により、根拠条文が異なるが、上記抜粋では省略。

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定③

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

**第十六条** 事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

- 一 第十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費 送配電非関連費
- 二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。（中略））として、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額 送配電関連費
- 三 （略）

### （供給区域別料金の決定等）

**第十八条** 料金は、特定需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「特定需要原価等」という。）と原価算定期間における特定需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2～4 （略）

5 事業者は、第二項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

6・7 （略）

（注）沖縄電力は、送配電部門との一体会社であることなどの理由により、根拠条文が異なるが、上記抜粋では省略。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章「原価等の算定」に関する審査

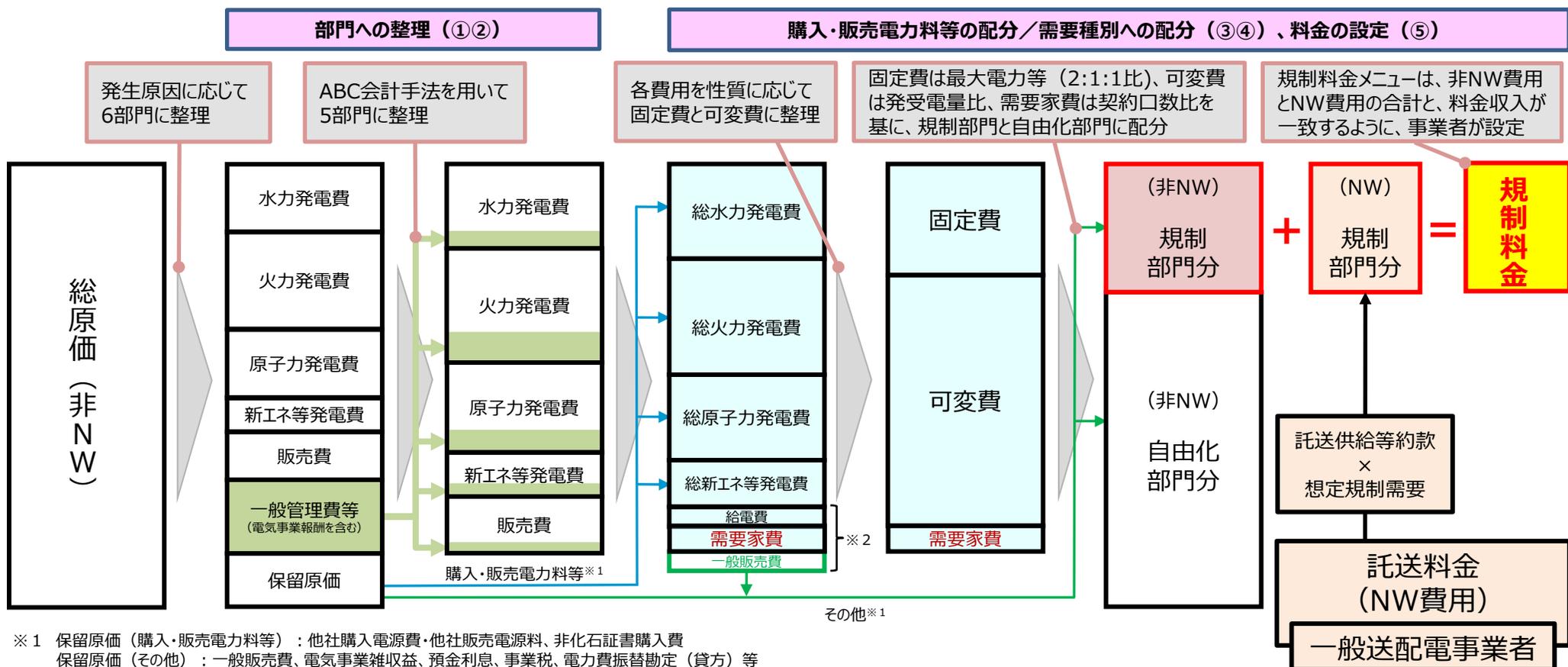
#### 第5節 送配電関連費等

算定規則第16条第2号及び第3号に基づいて申請事業者が算定した送配電関連費等については、認可の申請がされた特定小売供給約款上の契約種別と託送供給等約款上の契約種別との対応関係等を踏まえた適切な算定方法により算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

# 費用の配賦の概要

- みなし小売電気事業者（※）は、総原価（非ネットワーク（非NW）費用に限る）を**6部門へ整理（①）**した上で、**一般管理費等を他部門へ配分（②）**することで、5部門の費用に整理する。
- その上で、5部門の費用に対して、**購入・販売電力料等を配分（③）**する。さらに、各費用をその性質に応じて**固定費・可変費に整理した上で、規制部門と自由化部門の2需要種別に配分（④）**する。
- これらのプロセスを経て算定された規制部門分の非NW費用に、規制部門分のNW費用を加算した上で、電気の使用条件の差などを考慮して、**契約種別ごとの規制料金を設定（⑤）**する。

（※）沖縄電力は送配電部門との一体会社であり、NWを含む総原価から算定するなど、算定フローが一部異なることに留意。



※ 1 保留原価（購入・販売電力料等）：他社購入電源費・他社販売電源料、非化石証書購入費  
 保留原価（その他）：一般販売費、電気事業雑収益、預金利息、事業税、電力費振替勘定（貸方）等  
 ※ 2 給電費：給電設備に係る費用  
 需要家費：調定及び集金に係る費用  
 一般販売費：その他販売に係る費用

# 費用の配賦に係る主な論点

- 費用の配賦の各段階で、料金算定規則に則って適切に算定されているか。なお、費用の配賦に関する主な確認事項は以下のとおり。

【論点1】総原価の各部門への配分の適切性

【論点2】固定費の配分（2：1：1法）における規制需要の最大電力等の推計の適切性

【論点3】規制需要に係るネットワーク（NW）費用の算定の適切性

【論点4】規制部門と自由化部門への原価配分の適切性

【論点5】規制部門と自由化部門への事業報酬の配分の適切性

- なお、沖縄電力は、上記5つの論点のうち、【論点2】と【論点3】で算定誤りがあった。そのため、料金算定規則に則って、料金原価の補正を求めることとしたいが良いか（なお、これにより、規制部門の料金原価は若干増額となる。）。

- また、電力自由化の進展などに伴う「費用の配賦」における変更点の有無などを、参考資料として記載している。

【参考1】送配電分離会社と沖縄電力の「費用の配賦」の相違点

【参考2】発販一体会社と発販分離会社の「費用の配賦」の相違点